

令和6年度 第8期第4回 学長選考・監察会議議事要旨

日 時 令和6年11月25日（月）16時00分～17時00分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 （学外）潮谷委員、陣内委員、戸上委員、中尾委員、宮島委員、
（学内）小野委員、中村委員、羽石委員、野出委員、佐藤委員、鈴木委員、
山下委員
欠席者 （学外）菅谷委員、山口委員

議事に先立ち、議長から、前回学長選考・監察会議議事要旨を確認いただき、意見等がある場合は1週間以内に総務課に申し出ていただきたい旨発言があった。

【審議事項】

1 国立大学法人佐賀大学学長の業務執行状況の確認について

総務部長から、国立大学法人佐賀大学学長の業務執行状況の確認について、資料1「国立大学法人佐賀大学学長の業務執行状況の確認に関する申合せ」により行うものである旨、兒玉学長の説明後、委員からの問答形式により確認を行う旨の説明があった。

学長から、「佐賀大学が求める重点的取組に掲げる事項」及び「学長選考時の所信表明書に掲げる事項」について、「佐賀大学の現状と未来（これから）」についてにより業務執行状況の説明があり、それに対する委員からの質問への学長の回答及び監事との意見交換を含め、様々な取組が適切に執行されていることが確認された。

2 国立大学法人佐賀大学学長選考規則の改正について

議長から、前回の学長選考・監察会議において、学長の任期は、「任期4年・再任4年（通常選考）」とすることを決定し、これに伴い「国立大学法人佐賀大学学長選考規則」の改正を行うことについて議論をお願いしたい旨、説明があった。

事務局から、規則第10条（任期）について、「国立大学法人佐賀大学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は4年とし、引き続き8年を超えて在任することはできない旨、規則を変更することについて補足説明があった。

審議の結果、改正案のとおり了承された。

3 学長候補者の選考に関する了解事項の改正について

議長から、「学長候補者の選考に関する了解事項」の改正について議論をお願いしたい旨、説明があった。事務局から、前回の学長選考・監察会議において、学長候補者選考に当たり学長選考・監察会議における投票の結果、得票数が同数のときには、議長の決するところによることを決定し、これに伴い、候補者の選考に関する了解事項第5第2号の内容を変更することについて補足説明があった。

審議の結果、改正案のとおり了承された。

【その他】

- 1 学長任期及び学長選考に係るスケジュールの事前お知らせ
事務局から、資料4のとおり、学長任期及び学長選考に係るスケジュールの事前お知らせについて、事前に教職員へお知らせを行いたい旨、説明があった。